

令和5年7月20日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求書について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本月27日（木）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和5年7月10日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和5年7月13日（木）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証を取り扱う公証人）の数（令和5年1月以降の最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に、上記3のとおり記載されたことについて、その趣旨に該当する行政文書として、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

公証人の任命状況（定員、現在員、年齢・前職別内訳）の推移（平成25年度から令和4年度）及び指定公証人（法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人）の数（令和4年12月1日現在）

なお、当該行政文書は、令和4年12月1日現在の情報となりますが、作成年月日は令和5年1月以降であり、最新版となります。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の行政文書を請求される場合、開示請求件数は1件((1)及び(2)で1件)、開示請求手数料は300円となります。

現在、あなたからは収入印紙300円分を受領しておりますので、過不足はありません。